

議案第 84 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 6 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、第 23 項、第 24 項」を「、第 22 項から第 24 項まで」に、「又は第 30 項から第 33 項まで」を「から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」に改める。

附則第 2 項から第 7 項までの規定中「第 20 項」を「第 19 項」に改める。

附則第 11 項中「若しくは第 32 項」を「、第 32 項若しくは第 45 項」に、「第 30 項から第 33 項まで」を「第 34 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松阪市都市計画税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 27 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。